

|||||

# J A F モータースポーツ名誉委員規定

1993年 7月21日制定施行

1997年12月 5日改 定

1998年 1月 1日施 行

|||||

## 第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、モータースポーツの発展に著しく貢献した個人を称揚するため本規定を制定する。

## 第2条 名誉委員長および名誉委員

1. モータースポーツ関係委員会経験者またはモータースポーツ発展に特に貢献の著しい個人の中から、モータースポーツ審議会に諮り、J A F会長がJ A Fモータースポーツ名誉委員長および名誉委員の称号を贈呈する。
2. 名誉委員長および名誉委員は、現在J A Fにおいて何らかの職務（理事を除く）に就いている者であってはならない。